

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員定数条例

平成27年4月1日

条例第4号

改正 令和2年2月7日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第6項、第172条第3項及び第200条第6項の規定に基づき、議会、組合管理者及び監査委員の事務部局等に常時勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会の事務を補助する職員 3人
- (2) 組合管理者の事務部局の職員 6人
- (3) 監査委員の事務を補助する職員 3人

2 前項第1号及び第3号に規定する職員は、組合管理者の事務部局の職員をもって充てる。

(定数外の職員)

第3条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるものとする。

- (1) 休職を命ぜられた職員
- (2) 育児休業中の職員
- (3) 派遣を命ぜられた職員

2 前項第1号の休職を命ぜられた職員及び同項第2号の職員が復職した場合において、職員の員数が前条の当該事務部局等の職員の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り定数の外にあるものとしてすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

附 則（令和2年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。